

令和5年第1回定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- | | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 議案第24号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | 1 |
| 2 | 議案第40号 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例案 | 6 |

◎ 所管事項説明

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 「三重県文化振興条例（仮称）」の最終案について | 8 |
| 2 | 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定（最終案）について | 18 |
| 3 | 「三重県水道広域化推進プラン」の最終案について | 24 |
| 4 | 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への対応について | 30 |
| 5 | 「RDF焼却・発電事業の総括」（最終案）について | 34 |
| 6 | 産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行の終了について | 39 |
| 7 | 各種審議会等の審議状況について | 44 |

別冊1 三重県文化振興条例（仮称）（最終案）

別冊2 三重県地球温暖化対策総合計画（最終案）

別冊3 三重県水道広域化推進プラン（最終案）

別冊4 RDF焼却・発電事業の総括（最終案）

令和5年3月8日
環境生活部

1 議案第 24 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の趣旨

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

【参考】

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)

2 概要

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制し、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし、昭和 58 年に制定され、昭和 60 年に全面施行されています。

今回、志摩市からの申し入れにより、浄化槽法の設置、保守点検及び清掃の規制に係る事務(*)について、同市が処理することとするよう、条例を改正するものです。

(*) 浄化槽法の設置、保守点検及び清掃の規制に係る事務とは、設置及び維持管理に係る実務であり詳しくは次のとおりです。

- ・浄化槽の設置等の届出の受理
- ・保守点検又は清掃についての浄化槽管理者等への指導
- ・設置後及び定期の水質検査に係る指導
- ・報告徴収及び立入検査 など

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日から施行

議案第二十四号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年二月十五日

三重県知事 一見勝之

三重県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県のお事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一〇十九（略）	（略）	一〇十九（略）	（略）
十九の二 浄化槽法（以下志摩市及びこの項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	十九の二 浄化槽法（以下大紀町この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	十九の二 浄化槽法（以下大紀町この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	十九の二 浄化槽法（以下大紀町この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務
イ 第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由	イ 第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由	イ 第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由	イ 第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由
ロ 第五条第二項の規定による勧告	ロ 第五条第二項の規定による勧告	ロ 第五条第二項の規定による勧告	ロ 第五条第二項の規定による勧告
ハ 第七条の二第一項の規定による設置後の水質検査についての指導及び助言	ハ 第七条の二第一項の規定による設置後の水質検査についての指導及び助言	ハ 第七条の二第一項の規定による設置後の水質検査についての指導及び助言	ハ 第七条の二第一項の規定による設置後の水質検査についての指導及び助言
ニ 第七条の二第二項の規定による設置後の水質検査についての勧告	ニ 第七条の二第二項の規定による設置後の水質検査についての勧告	ニ 第七条の二第二項の規定による設置後の水質検査についての勧告	ニ 第七条の二第二項の規定による設置後の水質検査についての勧告
ホ 第七条の二第三項の規定による設置後の水質検査についての命令	ホ 第七条の二第三項の規定による設置後の水質検査についての命令	ホ 第七条の二第三項の規定による設置後の水質検査についての命令	ホ 第七条の二第三項の規定による設置後の水質検査についての命令
ヘ 第十条の二の規定による報告書の提出の受理	ヘ 第十条の二の規定による報告書の提出の受理	ヘ 第十条の二の規定による報告書の提出の受理	ヘ 第十条の二の規定による報告書の提出の受理
ト 第十一条の二第一	ト 第十一条の二第一	ト 第十一条の二第一	ト 第十一条の二第一

項の規定による使用休止の届出の受理
 チ 法第十一条の二第二項の規定による使用再開の届出の受理
 リ 法第十一条の三の規定による廃止の届出の受理
 ヌ 法第十二条第一項の規定による助言、指導及び勧告
 ル 法第十二条第二項の規定による改善措置の命令及び使用停止の命令
 ヲ 法第十二条の二第一項の規定による定期検査についての指導及び助言
 ワ 法第十二条の二第二項の規定による定期検査についての勧告
 カ 法第十二条の二第三項の規定による定期検査についての命令
 ヨ 法第十二条の五第四項の規定による設置計画についての協議及び同意
 タ 法第十二条の五第五項の規定により準用する同条第四項の規定による設置計画の変更についての協議及び同意
 レ 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成
 ソ 法第四十九条第二項の規定による浄化槽に

項の規定による使用休止の届出の受理
 チ 法第十一条の二第二項の規定による使用再開の届出の受理
 リ 法第十一条の三の規定による廃止の届出の受理
 ヌ 法第十二条第一項の規定による助言、指導及び勧告
 ル 法第十二条第二項の規定による改善措置の命令及び使用停止の命令
 ヲ 法第十二条の二第一項の規定による定期検査についての指導及び助言
 ワ 法第十二条の二第二項の規定による定期検査についての勧告
 カ 法第十二条の二第三項の規定による定期検査についての命令
 ヨ 法第十二条の五第四項の規定による設置計画についての協議及び同意
 タ 法第十二条の五第五項の規定により準用する同条第四項の規定による設置計画の変更についての協議及び同意
 レ 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成
 ソ 法第四十九条第二項の規定による浄化槽に

二十一～三十五 (略)	二十 浄化槽法に基づく浄化槽の設置等に係る届出の受理に関する事務で別に規則で定めるもの 各市町(四日市市、松阪市、志摩市、多気町、大台町、大紀町及び南伊勢町を除く。)	関する情報提供の要求 ツ 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収 ネ 法第五十三条第二項の規定による立入検査 ナ 法附則第十一条第一項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての助言又は指導 ラ 法附則第十一条第二項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての勧告 ム 法附則第十一条第三項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての命令
二十一～三十五 (略)	二十 浄化槽法に基づく浄化槽の設置等に係る届出の受理に関する事務で別に規則で定めるもの 各市町(四日市市、松阪市、多気町、大台町、大紀町及び南伊勢町を除く。)	関する情報提供の要求 ツ 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収 ネ 法第五十三条第二項の規定による立入検査 ナ 法附則第十一条第一項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての助言又は指導 ラ 法附則第十一条第二項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての勧告 ム 法附則第十一条第三項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての命令

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表第二第十九号の二の項に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に当該法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において志摩市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、志摩市長がした処分その他の行為又は志摩市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

提案理由

地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務

の一部を市町が処理することについて改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 議案第 40 号 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例案

1 廃止の趣旨

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）に基づく特定産業廃棄物に関する事案等の調査検討の終了に伴い、「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例」を廃止するものです。

2 廃止までの概要

産業廃棄物の不適正処理事案における支障の除去等について、県が特別措置法による国の支援を得て行うには、県が行った措置等の内容及び今後の再発防止策等を検証し、結果を明らかにする必要がありました。

このため、本条例に基づき設置された、第三者の学識経験者等で構成される「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」（以下「委員会」という。）が調査検討を行い、結果をとりまとめました。その後、再発防止に係る提案・提言を行うとともに、県の取組結果に対する検証・評価も行いました。

委員会は平成 30 年度の最終評価をもって活動を休止していましたが、新たな調査検討の可能性を考慮し、これまで継続設置していました。

このたび、特別措置法が令和 5 年 3 月 31 日をもって失効となり、事案等の調査検討の必要がなくなることから、本条例を廃止するものです。

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日から施行

【参考】

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

平成 19 年三重県条例第三十八号

(設置)

第一条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定産業廃棄物に関する事案（次条において「対象事案」という。）等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- 一 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- 二 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

1 「三重県文化振興条例（仮称）」の最終案について

1 検討状況

「三重県文化振興条例（仮称）」（以下「条例」という。）の制定に向けて、条例の中間案について、令和4年11月1日開催の第3回三重県文化審議会にて審議を行ったのち、パブリックコメントを実施し、県民からの意見を公募するとともに、県内市町及び県域文化団体、関係公益法人に意見照会を行いました。

第3回三重県文化審議会、パブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえ、条例の最終案（別冊1）をとりまとめ、令和5年2月17日開催の第4回三重県文化審議会にて審議を行いました。

2 第3回三重県文化審議会での意見、パブリックコメント等の状況

（1）第3回三重県文化審議会での意見（別紙1）

- ・寄せられた意見数：23件
うち「反映する」とした意見数：17件

（2）パブリックコメント（別紙2）

- ・実施期間：令和4年12月12日～令和5年1月10日（30日間）
- ・寄せられた意見数：43件（3名）
うち「反映する」とした意見数：28件

（3）市町、県域文化団体、関係公益法人への意見照会（別紙3）

- ・実施期間：令和4年12月12日～令和5年1月10日（30日間）
- ・寄せられた意見数：市町3件（2団体）、関係公益法人9件（2団体）
うち「反映する」とした意見数：5件

3 三重県文化振興条例（仮称）最終案

中間案からの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・文化のもたらす効果や影響を明示するため、前文に、文化は広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する力を持つ旨を追記しました。
- ・県民の鑑賞等の機会の充実に資するため、文化に関する情報の収集及び提供に取り組む旨を追記しました（第16条）。
- ・文化の担い手の育成及び確保について、文化を支える人材の重要性に鑑み、「文化の活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者」との記述を追加しました（第21条）。
- ・本県の伝統工芸の重要性に鑑み、「伝統工芸の継承及び発展」に係る条文を新設しました（第25条）。

- ・ 県民に対するわかりやすさの観点から、第2章の関係条文に必要な施策の例示を追記しました（第12条～第29条）。

4 第4回三重県文化審議会での主な意見

- ・ 総合文化センターや博物館、図書館等が、県立文化施設として、今後の文化振興の役割を担っていくことが重要である。第20条は、三重県の文化施設全体で連携が促進される可能性を感じる。
- ・ 文化は豊かな人間性を育み、県民生活を豊かにするという考えが盛り込まれている点はよいと思う。

5 今後のスケジュール

- 3月 三重県文化審議会より「三重県文化振興条例（仮称）」案答申
- 6月 定例会会議 条例案を提出
- 7月以降 「三重県文化振興方針（仮称）」の策定

「三重県文化振興条例（仮称）」中間案に対する第3回三重県文化審議会での意見及び回答について

- 1 審議会開催日：令和4年11月1日（火）
- 2 意見数：23件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
前文 に関する意見	15 件
第2条（基本理念） に関する意見	1 件
第9条（基本計画）、第10条（財政上の措置）、第11条（推進体制の整備） に関する意見	1 件
第10条（財政上の措置） に関する意見	1 件
第21条（文化の担い手の育成及び確保） に関する意見	1 件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	3 件
第3章（三重県文化審議会） に関する意見	1 件
合計	23 件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	17 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	2 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	3 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0 件
合計	23 件

主な対応状況

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	前文	人口減少や少子高齢化に対して、文化の振興がどのような効果や影響を与えることができるのかについて、もう少し記述してもよいではないか。	①	ご意見を踏まえ、「文化は広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、我々は再認識する必要がある」との記述を追記します。
2	前文	前文の目指すべき姿の実現について、やはり少し具体性に欠けると思う。 例えば、「県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し」の後に、「誰でも、いつでも、どこでも、文化と触れ合える」という姿を実現していくというような表現を入れてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、「誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組み」との記述を追記します。
3	第2条	他の県の条例には、基本理念に「県民一人ひとりが文化の活動の主体であるという認識の下に」とあるが、この考えは大事ではないか。	①	ご意見を踏まえ、第2条第1項に「県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下に」との記述を追記します。
4	第21条	第21条の文化の担い手という文言だが、アーティストや作り手しか示していないように思う。プロデュースする人、アーティストをサポートする人なども必要。あえてそれを文言として書いてもいいのではないか。	①	ご意見を踏まえ、「文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者」との記述を追記します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
5	第2章	基本的施策の中に、文化に関する情報の収集が抜けているのではないか。	①	ご意見を踏まえ、第16条（県民の鑑賞等の機会の充実）中に、「文化に関する情報の収集及び提供」との記述を追記します。
6	第2章	基本的施策の各条文には、手段や方法を可能であれば記述してもらいたい。	①	ご意見を踏まえ、最終案では例示を追記します。

「三重県文化振興条例（仮称）」中間案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和4年12月12日から令和5年1月10日まで（30日間）
- 2 意見数：43件（3名）
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	2 件
前文 に関する意見	4 件
第2条（基本理念） に関する意見	2 件
第4条（県民の役割）、第5条（文化団体等の役割） に関する意見	1 件
第6条（教育機関の役割） に関する意見	2 件
第8条（市町等との連携） に関する意見	2 件
第9条（基本計画） に関する意見	2 件
第11条（推進体制の整備） に関する意見	1 件
第12条（芸術の振興） に関する意見	1 件
第13条（芸能の振興） に関する意見	1 件
第14条（生活文化の振興及び国民娯楽の普及） に関する意見	1 件
第15条（県民の文化に関する関心及び理解の醸成） に関する意見	1 件
第16条（県民の鑑賞等の機会の充実） に関する意見	1 件
第17条（文化施設の充実） に関する意見	4 件
第20条（文化活動への支援） に関する意見	5 件
第21条（文化の担い手の育成及び確保） に関する意見	4 件
第24条（伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展） に関する意見	2 件
第25条（文化を生かした地域の活性化） に関する意見	1 件
第26条（文化と観光等との連携） に関する意見	2 件
第27条（歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成） に関する意見	1 件
第28条（三重の文化の魅力の発信と交流の推進） に関する意見	1 件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	1 件
第3章（三重県文化審議会） に関する意見	1 件
合計	43 件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	28 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	8 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	5 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	2 件
合計	43 件

主な対応状況

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	全般	三重県には、前文でも触れられているとおり、伊賀焼、四日市萬古焼、伊賀くみひも、伊勢型紙など誇るべき伝統工芸があり、文化政策の観点からもその継承・発展を図っていくことが重要と考えるので、愛知県文化芸術振興条例や福岡県文化芸術振興条例のように、伝統工芸の継承及び発展について、条を立てて規定してはどうか。	①	ご意見を踏まえ、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に、「伝統工芸の継承及び発展」を新設します。
2	第6条	第2項の「高等教育機関等」の範囲がよくわからないので、対象を列挙するか、定義を設けるべきではないか。	③	ここでの「高等教育機関等」は、大学等の高等教育機関のほか、博物館、図書館など調査研究を行う機関を含むものですが、条文中には定義せず、いただいたご意見を踏まえ、趣旨等にその説明を追記します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
3	第11条	推進体制組織は、今の組織 でまかなうのではなく別途 設けること。 その中に専門人材を配置す ること。	③	いただいたご意見については、今後の施 策の参考にさせていただきます。
4	第12条～ 第29条	県民に対するわかりやすさ の観点から、「必要な施 策」の例示をしてはどう か。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
5	第21条	実演家、演奏家の育成だけ でなく、それを支える人材 も「担い手」なのではない か。	①	ご意見を踏まえ、文化や芸術を支える人 材を含む記述を追記します。
6	第26条	「観光等」の内容が不明確 なので、その内容を明示さ れたい。	①	ご意見を踏まえ、「観光その他の産業」 との記述に修正します。
7	第2章	第2章の章名が「文化に関 する基本的施策」となって いるが、第1条、第3条、 第9条等との整合を図るた め、「文化の振興等に関す る基本的施策」としてはど うか。	①	ご意見のとおり修正します。

「三重県文化振興条例（仮称）」中間案に対する意見照会への意見及び回答について

- 1 対象：市町（29市町）、三重県文化団体連絡協議会加盟団体（34団体）、関係公益法人（9団体）
- 2 照会期間：令和4年12月12日から令和5年1月10日まで（30日間）
- 3 意見数：市町3件（2団体）、関係公益法人9件（2団体）
- 4 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	4件
前文 に関する意見	1件
第2条（基本理念） に関する意見	2件
第8条（教育機関の役割） に関する意見	2件
第17条（文化施設の充実） に関する意見	1件
第24条（伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展） に関する意見	1件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	1件
合計	12件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	5件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	1件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	3件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	3件
合計	12件

主な対応状況

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	全般	文化芸術の分類の中で、「伝統工芸」に触れていない（万古焼、伊賀焼、鈴鹿墨など県内にも他に誇る伝統工芸がある＝前文にこれらのことが書かれているが、第12～14条でそれを受けた形になっていない）。	①	ご意見を踏まえ、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に、「伝統工芸の継承及び発展」を追加します。
2	第8条	「市町との相互連携に努めるものとする。」に対して、県と市及び町との相互だけの連携でなく、複数の市町が協同で行う文化の振興等に対しても県からの積極的な調整等をお願いしたい。 趣旨は、複数の市町が協同で行う文化の振興等に関する施策、市町に共通する業務の簡素化に向けた共同化や課題解決に対しての県のリーダーシップ的な役割をお願いしたい。	①	ご意見を踏まえ、「相互連携に努める」という記述から「連携を図る」との記述に修正します。 市町が実施する文化振興に関する取組は、本県の文化振興にとって重要なものと認識しており、県と市町の連携がしっかりと図られるよう、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

2 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定（最終案）について

1 経緯

「三重県地球温暖化対策総合計画（令和3年3月策定）」の改定については、昨年11月の三重県環境審議会において中間案の審議が行われ、12月の環境生活農林水産常任委員会で報告を行いました。この中間案に対してパブリックコメント等で寄せられた意見や、2月に開催した三重県環境審議会第4回三重県地球温暖化対策総合計画部会での検討をふまえ、最終案（別冊2）を取りまとめました。

2 パブリックコメント等の状況

(1) パブリックコメント

- ① 実施期間 令和4年12月16日から令和5年1月16日まで
- ② 寄せられた意見数 11件（3名）
- ③ 意見及び対応状況 別紙1

(項目別意見数)

項目	意見数	番号
第1章 総論		
2 計画の基本的事項		
（5）基本的な方向	1	1
第2章 温室効果ガスの削減		
4 削減目標		
（2）削減目標	1	2
5 削減に向けた取組		
（1）温室効果ガスの排出削減対策	8	3～10
6 促進区域に関する三重県基準		
（2）三重県基準	1	11
合 計	11	

(対応状況)

対 応 区 分		件数
① 反映するもの	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
② 反映済みのもの	意見や提案内容がすでに反映されているもの	2
③ 参考にするもの	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	8
④ 反映が難しいもの		1
⑤ その他	(①から④に該当しないもの)	0
合 計		11

(2) 市町意見照会

- ① 実施期間 令和4年12月22日から令和5年1月13日まで
 ② 寄せられた意見数 3件(2市町)
 ③ 意見及び対応状況 別紙2

(項目別意見数)

項目	意見数	番号
全般	1	1
第2章 温室効果ガスの削減		
5 削減に向けた取組		
(1) 温室効果ガスの排出削減対策	1	2
6 促進区域に関する三重県基準		
(2) 三重県基準		
イ 第1号基準	1	3
合計	3	

(対応状況)

対応区分		件数
① 反映するもの	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
② 反映済みのもの	意見や提案内容がすでに反映されているもの	0
③ 参考にするもの	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	1
④ 反映が難しいもの		0
⑤ その他	(①から④に該当しないもの)	0
合計		3

3 中間案からの主な変更点

- ・ コラムを追加しました。
- ・ 専門用語について、注釈及び解説を追加しました。

4 今後のスケジュール

令和5年3月 三重県環境審議会（最終案の審議）
 三重県環境審議会より「三重県地球温暖化対策総合計画」案答申
 計画改定・公表

意見及び対応状況（パブリックコメント）

① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章2 (5) 基本的な方向 (P11)	パートナーシップが期待される計画ですが、「民」の代表でもある「環境NPO」の参画が弱いように感じた。ダイバーシティ社会推進課NPO班を通じ、非営利の環境NPOや、SDGs推進団体との連携も強め、「産・官・学・民」の各セクターが関わっていることを県民に伝わるよう、情報発信を進められたい。	③	ご意見をいただいたようにパートナーシップが重要であることから、計画では、基本的な方向3として、多様な主体との協創を重視する旨を記載しています。いただいたご意見も参考にしながら、情報発信を進めてまいります。
2	第2章4 (2) 削減目標 (P29)	再エネを含む新エネルギー導入の大減速を止め、積極的導入により温室効果ガス削減の2030年目標を50%減以上とすべきと考える。	③	今回の計画改定では、国の削減目標（▲46%）を上回る目標（▲47%）とし、あらゆる主体の参画・連携のもと、様々な施策や取組を総合的に推進して行くこととしています。 ご意見いただいたように、本計画では、再生可能エネルギーの導入・利用や未利用バイオマス・廃棄物などの利用促進に取り組むとともに、市町、事業者等と連携した地域のエネルギー資源の活用やコンパクトなまちづくり、効率的なエネルギーの地産地消のためのマネジメントシステムの構築等を通じ、地域経済の活性化や生活サービスの向上、防災対策等に資する脱炭素化に向けた街づくりの取組を促進することとしています。
3	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P35)	地球温暖化、気候変動などの環境問題の一步目は「県民の意識向上」である。「①意識変容→②行動変容→③環境への良い影響」の①の足場固めをしないと「やらされ感」のままである。県職員および県民の意識向上のため、参加者公募のSDGs研修を今以上に充実されたい。（複数回実施）	③	ご意見をいただいたように県民の意識向上は重要な取組であることから、計画では、脱炭素型ライフスタイルへの転換として県民の意識向上と環境に配慮した行動の促進を掲げています。いただいたご意見も参考に、より一層の意識向上につながる普及啓発を進めてまいります。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P35)	SDGs 研修時のアンケートまたは県民意識調査などで、県民の意識がどれくらい向上しているのかの効果測定をされたい。数値で表れにくいことこそ経年変化を追い可視化されたい。	③	現在も出前講座やセミナー開催等の際にアンケート調査を実施するなどし、県民の意識の変化の把握に努めているところですが、いただいたご意見も参考にしながら効果確認に努めてまいります。
5	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P35)	三重県では、「クールビズよりもウォームビズのほうが温室効果ガスの排出量に二倍以上の効果があること」や、「感染防止対策上、冬季に換気を徹底するなら気温に合う服を着用しなければ不徹底が必ず生じること」、さらには、「激甚大震災時には非常用電源を暖房に充てる余裕がないこと」の理解がすすんでいないため、強く推進されたい。	③	ウォームビズやクールビズなどの取組は、冷暖房に伴う電力消費量削減への一つの提案として取組を推奨しており、今後も啓発及び推進を図ってまいります。また、県においても年間を通じて礼節を失わないよう留意しながらウォームビズやクールビズに取り組んでいます。
6	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P35)	三重県知事が自ら、記者会見に臨むにあたり、「防災の日常化」並びに「三重県版SDGsの普及」のため、冬のウォームビズを可視化された形で必ず徹底して行い、激甚大震災及びそれに伴う大規模電源喪失や低体温症などの震災関連死防止に備えた服を着用して、三重県民の命を守るよう、啓発にあたられたい。	③	
7	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P40)	工場や住宅の屋根など既存の建物や未利用地を活用した再エネの導入を図られたい。新築・改築時の省エネ、再エネ化を規制と助成を一体に促進されたい。一定規模以上の建物建設に断熱化、太陽光パネルの設置を義務化するとともに助成されたい。	③	本計画では、工場や住宅の屋根などに自家消費型太陽光発電設備の導入を促進するための新たな仕組みや取組を検討することとしており、いただいたご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。 なお、断熱化を含めた建築物の省エネ対策については、国が令和4年6月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を改正し、令和7年度までにすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けられる予定です。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
8	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P41)	地域の企業や家庭がCO2排出の少ない再エネ化率の高い電気を選べるよう助言する仕組みを県がイニシアチブを発揮してつくる。	③	事業所や家庭における再生可能エネルギーの利用を促進していくため、セミナー等における情報提供のほか、三重県産再エネ電力利用促進事業を実施しているところですが、いただいたご意見も参考にしながら施策を検討してまいります。
9	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P41)	高効率ごみ発電施設の賛美は止め、当該部分の記述は削除すべきである。	④	廃棄物については3R+Renewableを推進していくことが重要と考えています。再使用や再生利用が難しい廃棄物については、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収を進め、ごみの持つ未利用エネルギーの利用促進を図っていくことが温室効果ガスの排出削減にとって有効な手段であると考えています。
10	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P41)	地域外へのエネルギー費用の流出を削減して、地域の事業所への受注や農業者の再エネ収入増による地域経済の底上げを計るシステム作りに県がイニシアチブを発揮する。	②	ご意見いただいたように、本計画では、太陽光、バイオマスなどの地域資源を生かして、地域で電力や熱などのエネルギーを生み出し、それを地域で消費することで地域活性化につながる「地産地消型のエネルギーシステム」の導入を進めることとしています。
11	第2章6 (2) 三重県基準 (P49)	再エネ導入の最大の障害は乱開発である。環境を守る規制を強化するとともに、環境保全地区や建設可能地区を明確にしたゾーニング（区分）を自治体が住民の参加・合意のもとで行えるよう県がイニシアチブを発揮する。	②	本計画では、環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、地域の特性を生かした太陽光発電や風力発電など、地域の暮らしや景観に配慮するなど地域と共生が図られることを前提に再生可能エネルギーの導入を進めることとしています。 また、市町が再生可能エネルギーの導入を促進するための区域を設定する場合に、環境に適正な配慮がなされ、かつ地域で合意形成が図られた、地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するための、三重県基準を定めています。

意見及び対応状況（市町への意見照会）

① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	「三重県次世代エネルギーパーク」、「J-クレジット」など用語についての説明がないものについて、用語の説明があればどういったものか把握しやすいと思われ ます。	①	一部の用語については注釈を付けて解説を記載していますが、ご指摘の用語についても解説を追加します。
2	第2章5 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P32)	三重県の温室効果ガス排出量は、中間案に示してある通り、排出量の半分近くを産業部門が占めている。産業部門においては、国を超える削減目標を設定されていますが、産業部門での削減が、県全体の削減に大きくかかわることから、アドバイザーの派遣などの、既に計画に記載されている施策だけにとどまらず、更なる追加施策のご検討をお願いいたします。	③	本県においては温室効果ガス排出量に占める産業部門の割合が多いことから、「三重県地球温暖化対策推進条例」により温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対して地球温暖化対策計画書及び報告書の作成を義務付けるなど、事業者の自主的な取組を促進してきたところです。 アドバイザーの派遣については、現行計画にも記載しているところですが、地球温暖化対策計画書に基づく取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供や助言等を行うことで事業者の取組をより一層促進するとともに、事業者の脱炭素経営に向けた取組の支援を強化していきます。
3	第2章6 (2) イ 第1号基準 (P49)	急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」と定義されているため、「急傾斜地崩壊危険地区」は「急傾斜地崩壊危険区域」が正しい表現ではないでしょうか。	①	ご指摘の通り修正します。

3 「三重県水道広域化推進プラン」の最終案について

将来にわたる持続可能な水道事業を実現していくことを目的とした「三重県水道広域化推進プラン」について、最終案の策定に向けて市町より意見を聴きとったところ
です。

これらの意見を反映し、当面の取組を記載して、最終案（別冊3）として取りまとめました。

1 水道広域化推進プランの概要

(1) 構成

第1章 はじめに

第2章 現状、将来見通しおよび課題

第3章 広域化の種類

第4章 今後の広域化に係る推進方針等

(2) 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間

2 中間案からの主な変更点（別紙）

4つの課題と推進方針等に基づき、当面の取組を追加しました。

(1) 料金収入の減少

【課題】給水人口の減少に伴い料金収入が減少するため、水道事業経営の資金確保が難しくなります。

【方向性】共同委託、共同購入、システムの共同化により、スケールメリットを生かした費用縮減が可能か、市町とともに実施検討します。

【当面の取組】共同委託や共同購入（管理の一体化）、システムの共同化の取組について、市町の担当職員による水道事業基盤強化協議会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）で実施検討します。具体的な取組としては、多気町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町による料金システムの共同化を進めています。

(2) 更新費用の増加

- 【課題】老朽化施設や未耐震施設の更新費用が増加するため、経営環境の悪化が懸念されます。
- 【方向性】施設の共同設置・共同利用により、老朽化施設等の更新費用や維持管理費用の縮減が可能か、市町とともに検討します。
- 【当面の取組】施設の共同設置・共同利用について、ワーキンググループで必要な情報や課題の整理を行い、広域化シミュレーションで効果や実現性が明らかとなった取組について、実現に向け取組を進めていきます。施設の共同利用の具体的な取組としては、津市において安濃地域、河芸地域の浄水施設等を廃止し、企業庁の水を利用する計画を進めています。

(3) 継続的な技術力の確保

- 【課題】職員の年齢構成が均等ではないため、世代間の技術継承、今後の技術力確保が難しくなります。
- 【方向性】研修や意見交換などを通じて、市町間での技術交流の取組を推進することで、技術力向上を図ります。
- 【当面の取組】市町職員のニーズに応じた研修を共同開催しています。市町間での意見交換・情報共有を実施しています。

(4) 災害等の危機管理対応力の向上

- 【課題】危機管理対策マニュアルの整備など、災害時の危機管理対応力を向上していく必要があります。
- 【方向性】災害に関する共同研修や情報伝達訓練を通じて、各市町間の連携や危機管理対応力の強化を図ります。
- 【当面の取組】災害時、三重県水道災害広域応援協定に基づき、迅速な対応ができるよう情報伝達訓練を実施しています。
応急給水、応急復旧に必要な備蓄資材の情報共有を実施しています。
災害関係研修を実施しています。

3 今後のスケジュール

令和5年3月に、「三重県水道広域化推進プラン」を公表します。

今後、市町とともに、必要な情報や課題の整理に取り組み、県で広域化シミュレーションを行うことにより、広域化による費用縮減の効果を検討していきます。その後、関係市町で合意形成に至った広域化について、随時実施していきます。

※報告済

第1章 はじめに

- 水道広域化推進プラン策定の背景および目的
- 計画期間
- 協議体制
- 本県水道の概況
 - 地域および市町水道事業者数
 - 水道用水供給事業
 - 水道の事業別給水人口・水道普及率
 - 水道水源の構成比・年間取水量

第2章 現状、将来見通しおよび課題

※報告済

- 現状
 - 自然・社会的条件に関すること
 - 水道事業サービスの質に関すること
 - 施設等の状況に関すること
 - 経営体制に関すること
- 将来見通し
 - 給水人口および水需要
 - 給水収益
 - 更新費用
 - 給水原価
- 課題
 - 料金収入の減少
 - 更新費用の増加
 - 継続的な技術力の確保
 - 災害等の危機管理対応力の向上

第3章 広域化の類型

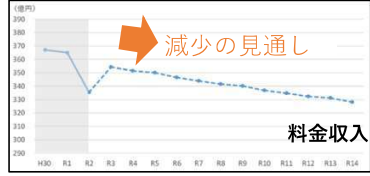
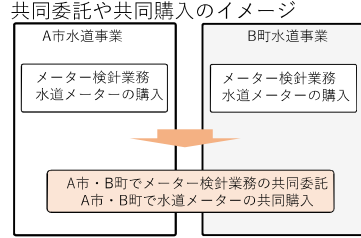
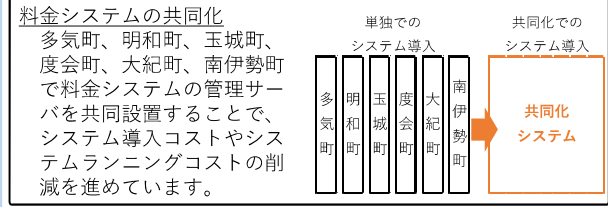

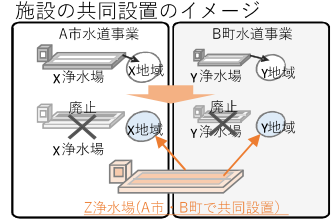
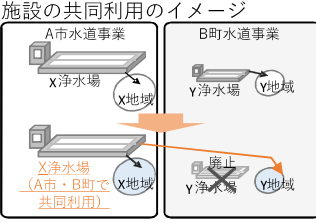
- 広域化の主な類型
 - 管理の一体化
 - 共同委託、共同購入
 - システムの共同化
 - 災害時等の応援協定
 - 施設の共同設置・共同利用等
(総務省・厚生労働省水道広域化推進プラン策定マニュアル)
- 広域化シミュレーション
広域化を実施した場合と実施しなかった場合について、効果額を試算。(同マニュアル)

第4章 今後の広域化に係る推進方針等

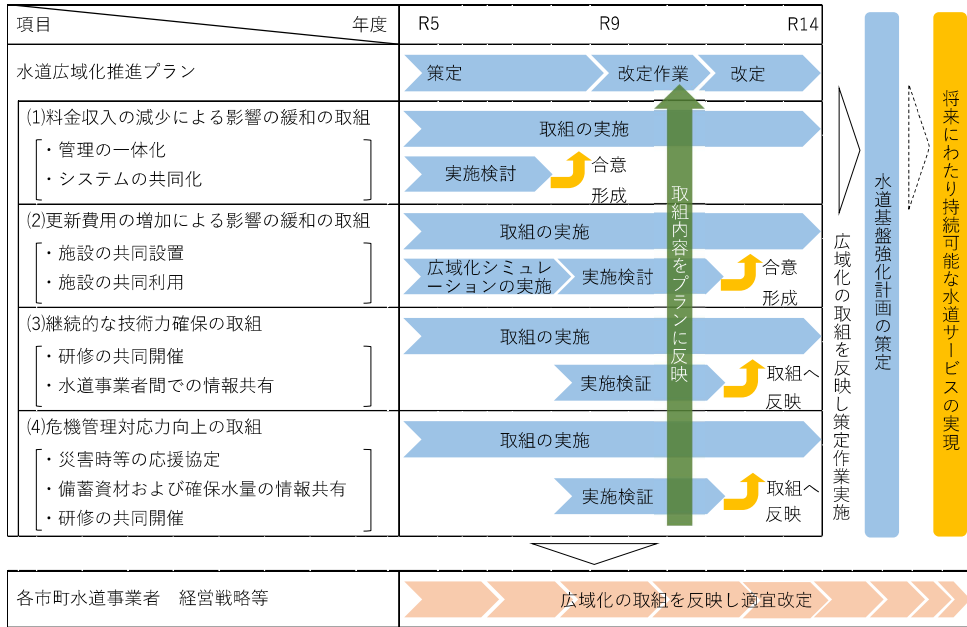
推進方針

将来にわたる持続可能な水道事業を実現していくため、地理的要因や各水道事業者の経営状況を考慮し、市町と十分な協議を行ったうえで広域化の段階的な実現に取り組みます。

課題に対する方向性と当面の取組

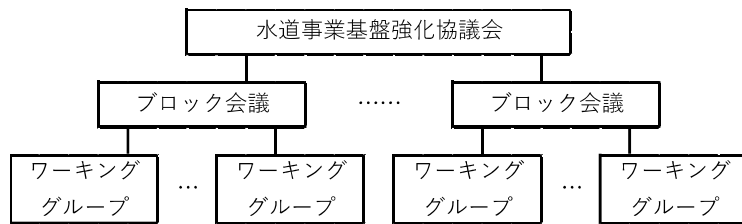
課題	方向性	当面の取組
<p>(1) 料金収入の減少</p> <p>給水人口の減少に伴い料金収入が減少するため、水道事業経営のための資金確保が難しくなります。</p> 	<p>共同委託、共同購入、システムの共同化により、スケールメリットをいかした費用縮減が可能か、市町とともに実施検討します。</p> <p>共同委託や共同購入のイメージ</p> 	<p>・共同委託や共同購入（管理の一体化）、システムの共同化の取組について、市町の担当職員によるワーキンググループで実施検討します。</p> <p>具体的な取組</p> <p>料金システムの共同化 多気町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町で料金システムの管理サーバを共同設置することで、システム導入コストやシステムランニングコストの削減を進めています。</p> 
<p>(2) 更新費用の増加</p> <p>老朽化施設や未耐震施設の更新費用が増加するため、経営環境の悪化が懸念されます。</p> 	<p>施設の共同設置・共同利用により、老朽化施設等の更新費用や維持管理費用の縮減が可能か、市町とともに検討します。</p> <p>施設の共同設置のイメージ</p>  <p>施設の共同利用のイメージ</p> 	<p>・施設の共同設置・共同利用について、ワーキンググループで必要な情報や課題の整理を行い、広域化シミュレーションで効果や実現性が明らかとなった取組について、実現に向け取組を進めています。</p> <p>具体的な取組</p> <p>企業庁施設の利用 津市では、施設改良の費用とランニングコストの削減を見込み、安濃地域、河芸地域の浄水施設等を廃止し、企業庁の水を利用する計画を進めています。</p>
<p>(3) 継続的な技術力の確保</p> <p>職員の年齢構成が均等ではないため、世代間の技術継承、今後の技術力確保が難しくなります。</p>	<p>研修や意見交換会などを通じて、市町間での技術交流の取組を推進することで、技術力向上を図ります。</p>	<p>・市町職員のニーズに応じた研修を共同開催していきます。</p> <p>・市町間での意見交換・情報共有を実施しています。</p>
<p>(4) 災害等の危機管理対応力の向上</p> <p>危機管理対策マニュアルの整備など、災害時の危機管理対応力を向上していく必要があります。</p>	<p>災害に関する共同研修や情報伝達訓練を通じて、各市町間の連携や危機管理対応力の強化を図ります。</p>	<p>・災害時、三重県水道災害広域応援協定に基づき、迅速な対応ができるよう情報伝達訓練を実施しています。</p> <p>・応急給水、応急復旧に必要な備蓄資材の情報共有を実施しています。</p> <p>・災害関係研修を実施しています。</p>

策定後のスケジュール



協議体制

市町および県を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」で、市町水道事業等の基盤強化につながる広域化について検討・協議を行います。また広域化の取組ごとに市町および県の担当職員でワーキンググループを設置し、検討を行います。



4 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への対応について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」）に基づく相談・紛争解決体制の令和5年4月から施行に向けての対応状況等について報告します。

1 相談体制

人権センターを人権相談の総合窓口として位置づけ、アドバイザー（弁護士等の専門家）を配置することで、相談者に寄り添った対応が円滑かつ迅速に行えるよう体制を整備しました。

また、相談機関から聴取したこれまでの事例から想定される相談対応をシミュレーションし、県の各相談機関をはじめ関係各課等に向けた実務マニュアルを作成しました。あわせて、職員が対応手順を理解するための説明動画を配信するなど、さまざまな人権課題について県民が県のどの窓口にも相談しても、適切な対応（助言、調査、関係者間の調整等）が受けられるよう努めています。

さらに、市町に対しては、令和4年10月から11月にかけて、全市町を個別に訪問し、相談対応における連携を依頼するとともに、令和5年2月8日には、市町職員を対象に研修会を開催したところです。

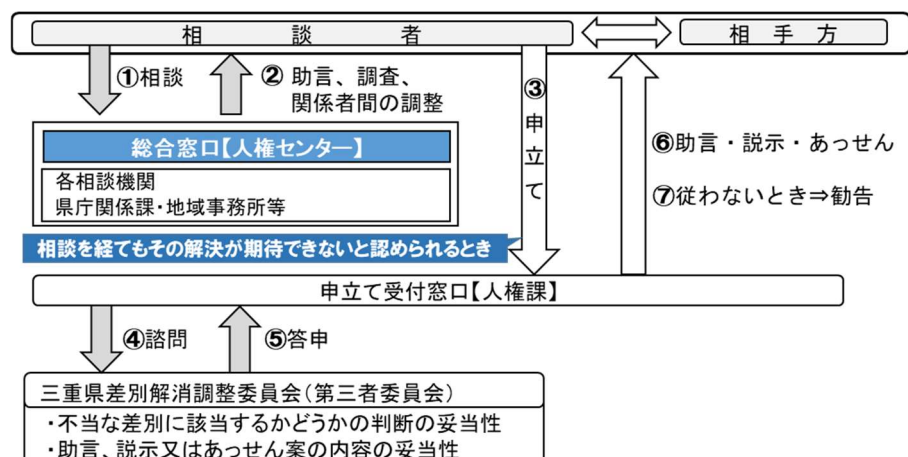
こうした取組により、市町と協働するとともに、相談窓口のみならず全庁あげて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることをめざします。

2 紛争解決体制

相談対応では解決に至らなかった不当な差別に係る事案については、「必要な助言、説示又はあっせん」の知事への申立てに係る調査審議を行うため、三重県差別解消調整委員会を設置します。

委員は、公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する弁護士、学識経験者等の5名で構成します。

【参考】相談体制と紛争解決体制のフロー図



3 「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果概要

(1) 調査の目的

県民の同和問題をはじめとする人権問題に関する意識を調査することで、前回調査（令和元年度）以降の意識変化や新たな人権課題に対する意識を把握し、「三重県人権施策基本方針」の改定のための基礎資料とすることなどを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

- ①調査期間 令和4年8月18日～9月5日
- ②調査対象 県内居住の18歳以上の男女3,000人（外国人を含む）
※住民基本台帳から無作為抽出
- ③調査方法 郵送による配布・回収（調査票による本人記入形式）
- ④回答状況 有効回答数1,167人（回答率38.9%）

(3) 調査結果の概要

①条例と差別解消三法の認知度

「差別解消三法」の認知度は「障害者差別解消法」が48.0%、「ヘイトスピーチ解消法」が48.3%、「部落差別解消推進法」が56.6%でした。「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が29.9%でした。

【表1】人権に関する知識

	R4年	R元年	差
障害者差別解消法	48.0%	57.3%	-9.3ポイント
ヘイトスピーチ解消法	48.3%	41.2%	7.1ポイント
部落差別解消推進法	56.6%	53.0%	3.6ポイント
差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例	29.9%	—	—

②同和問題

- 「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくので、人権教育や人権啓発はしない方がよい」について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は54.1%でした。前回調査の47.1%より7ポイント高くなっています。
- 「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」を合わせた割合は40.8%となっています。

【表2】人権問題についての意見

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくので、人権教育や人権啓発はしない方がよい	6.3	9.4	28.6	21.9	32.2	1.5
新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種しない人が非難されるのはやむをえない	3.8	9.2	22.9	18.1	45.2	0.9

【表3】同和問題についての現状認識

明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
10.4%	30.4%	25.5%	5.8%	26.6%	1.3%

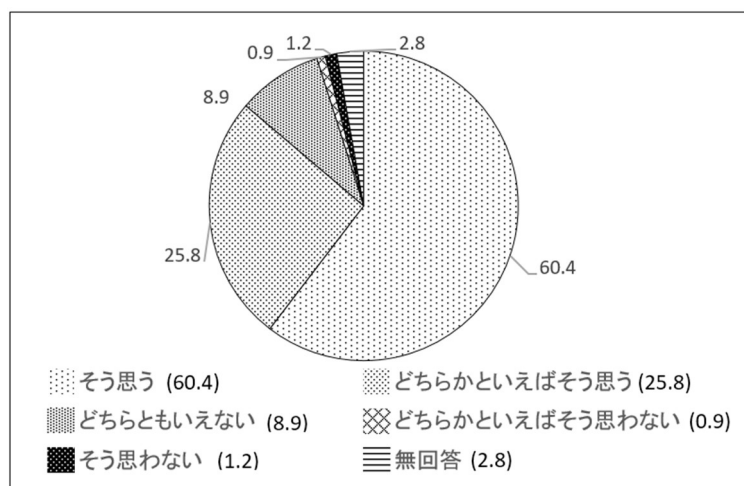
③患者等

「新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種しない人が非難されるのはやむをえない」について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は63.3%でした。

④インターネット

「インターネットによる人権侵害について、ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は86.2%でした。

【グラフ1】ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である



⑤人権問題についての学習経験

「あなたは、学校や職場、地域で人権学習を受けたことがありますか」について、「受けたことがある」の割合は、同和問題が51.5%で前回調査46.3%よりも5.2ポイント、障がい者の人権が39.2%で前回調査32.7%よりも6.5ポイント、外国人の人権が23.9%で前回調査19.2%よりも4.7ポイント、それぞれ増えています。

【表4】人権問題の学習経験

	R4年	R元年	差
同和問題	51.5%	46.3%	5.2ポイント
障がい者の人権	39.2%	32.7%	6.5ポイント
外国人の人権	23.9%	19.2%	4.7ポイント

⑥講演会や研修会への参加経験

「あなたは最近5年間で、県や市町、職場や学校などが主催する人権に関する講演会や研修会などに参加したことがありますか。」について、「一度も参加したことがない」が79.3%で、前回調査83.4%より4.1ポイント減りました。

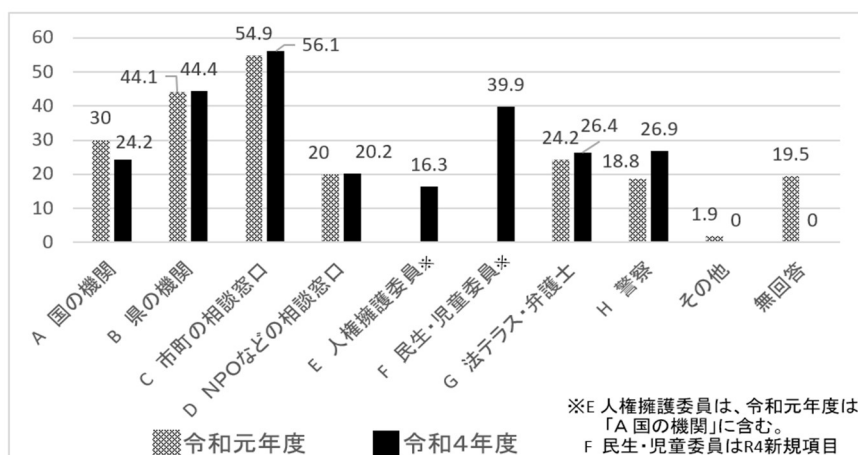
【表5】講演会や研修会の参加経験

	R4年	R元年	差
1～2回参加した	11.6%	9.7%	1.9ポイント
3回以上参加した	7.1%	5.1%	2.0ポイント
一度も参加したことがない	79.3%	83.4%	-4.1ポイント

⑦相談機関の認知

「人権についての相談を受け付けている機関についてご存じですか」について、最も多かったのが「市町の相談窓口（市役所、町役場、隣保館など）」で56.1%でした。次に多かったのが「県の機関（県人権センター、県女性相談所、県障がい福祉課など）の相談窓口」で44.4%、「民生・児童委員」が39.9%となっています。なお、県の機関の認知については前回調査44.1%とほぼ同じでした。

【グラフ2】ご存じの相談機関についてあてはまるもの全てに○をつけてください。



(4) 調査結果を踏まえた令和5年度の対応

- ① 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の認知度を高めるため、ホームページへの掲載や街頭啓発等におけるリーフレットの配布など、さまざまな機会をとらえて、相談体制・紛争解決体制や条例の趣旨等について周知・啓発に努めます。
- ②、③ 同和問題や感染症を理由とする差別等のさまざまな人権問題が依然として存在していることから、県民の皆さんの理解と認識を深めるため、ポスター・チラシをはじめ、マスメディアの活用やSNS広告等、多様な手法による啓発を実施します。
- ④ インターネットによる人権侵害への対策として、差別的な書込みの未然防止のための啓発動画を新たに作成し、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。また、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。
- ⑤、⑥ 学習会や講演会等に一度も参加したことのない人に参加してもらえよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等の開催を拡充するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。
- ⑦ ホームページや学習会等さまざまな機会をとらえて相談内容に応じた窓口と利用方法の一層の周知を図ります。また、相談員に対するヒアリングのスキルアップ等に主眼を置いた研修を行い、資質の向上を図り、相談者に寄り添った対応に努めます。

(5) 「三重県人権施策基本方針」等の改定

相談体制の充実や人権啓発の更なる推進といった県民意識調査の結果をふまえ、令和5年度中に「三重県人権施策基本方針」を改定します。

5 「RDF焼却・発電事業の総括」(最終案)について

1 経緯

「RDF焼却・発電事業の総括」(以下「事業総括」という。)については、企業庁と連携し、RDF関係市町等から事業に対する意見の聴き取りを行うとともに、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を進め、令和4年3月に中間報告書を取りまとめました。

今回、RDF焼却・発電施設の撤去終了による事業収支への反映や、県議会や関係機関から頂いた意見をふまえ、報告書全体の精査などを進め、事業総括の最終案(別紙及び別冊4)をとりまとめました。

2 「RDF焼却・発電事業の総括」(最終案)

中間報告書からの主な追加、変更内容は以下のとおりです。

(1) 事業収支

RDF焼却・発電施設の撤去工事が終了し、事業収支は約62億円の累積赤字となりました。(別冊4 4ページ)

(千円・税抜)

項目	収入	支出	収支差
事業収支	25,933,972	32,095,217	△6,161,245

※令和4年度については、最終補正予算後の数値です。

(2) 「おわりに」を追加

事業総括での検証をふまえた未来に残していくべき教訓や決意を巻末に追加しました。(別冊4 81ページ)

(3) その他

RDF焼却・発電施設の撤去や安全祈願用地の整備など、本年度の状況等について追記しました。(別冊4 38、39ページ)

また、報告書全体の精査を行い表現の統一をするなど、必要に応じた修正等を行いました。

3 今後のスケジュール

令和5年3月 ホームページにて公表

5月 印刷物を市町等関係者に配付

「RDF焼却・発電事業の総括」（最終案）の概要

別紙

第1章 RDF焼却・発電事業の概要

1 RDF化構想の概要

・RDF化構想は、市町村において可燃ごみを燃料化し、これを地域の様々な施設で活用するとともに、広域で設置する発電所を高効率に利用することで「廃棄物の適正処理」や「ごみの持つエネルギーの有効活用」を図り、これにより「ごみ処理の広域化」や「資源循環型社会の構築」をめざしたものです。

2 三重ごみ固形燃料発電所の概要

- ・設置場所：桑名市多度町力尾地内
- ・発電出力：12,050kW、売電電力量：約5,000万kWh/年
- ・RDF処理能力：240t/日
- ・稼働期間：平成14年12月1日～令和元年9月17日（約16年10か月）

3 市町のRDF化施設の概要

- ・3町及び4一部事務組合（26市町村）が参画し、平成14年12月までに7つのRDF化施設が稼働しました。

4 焼却灰の処理の概要

・焼却灰は、県内の事業者において焼成処理し、セメント原料や路盤材などの土木資材として活用されました。

5 RDF焼却・発電事業の主な実績

・事業収支（千円・税抜）

項目	収入	支出	収支差
事業収支	25,933,972	32,095,217	△6,161,245

・建設費（千円・税込）

項目	費用
焼却施設	6,068,051
発電施設	2,283,000
新RDF貯蔵施設	794,279
小計	9,145,330
用地	1,176,200
合計	10,321,530

・撤去費（千円・税込）

項目	費用
土壌調査費	6,829
撤去設計費	24,938
撤去工事費	1,798,757
合計	1,830,524

第2章 RDF焼却・発電事業の経緯

1 事業構築

(1) RDF発電構想（平成2年度～平成6年度）

- ・企業庁で、平成3年度からごみ焼却施設の余熱を利用した発電事業の検討を開始し、平成5年2月に「RDF発電構想」を公表しました。平成5年度から構想実現に向けて具体的な調査を行い、県環境局でも、市町村と調査検討を開始しました。
- ・RDF発電所の建設候補地の調整がつかず、平成6年9月、RDF発電所の立地計画は一時凍結となりました。

(2) RDF化構想への転換（平成7年度～）

- ・環境政策の課題を解決する有効な方策として、環境政策の中にRDF化及び発電構想を「RDF化構想」として位置づけ、市町村とともに進めていくことを、平成7年5月に政策決定しました。

(3) 県議会における議論と政策決定の経緯

- ・「RDF発電構想」が公表された際には、環境問題に視点を据え、ごみを未利用エネルギーとして活用するものとして、県議会から賛同する意見が多くある一方、市町村が処理責任を有する一般廃棄物に県が関わることや、公営企業である企業庁が実施することを懸念する意見などがありました。
- ・様々な意見がある中、RDF焼却・発電事業の施設整備予算が、平成11年3月に賛成多数で可決されました。

(4) RDF焼却・発電事業の構築

- ・平成7年8月、桑名広域清掃事業組合から県のRDF発電所の併設要望があったことを受け、平成8年2月に発電所を同組合が設置するRDF化施設に併設することを決定しました。
- ・発電所稼働時点では、3町4組合の26市町村が参加することとなりました。

2 RDF発電所の整備

- ・公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、平成12年2月に富士電機(株)を受注予定者に決定しました。平成13年9月のRDF発電所の現地工事着手となり、平成14年11月に試運転を開始し、同年12月1日にRDF発電所が稼働しました。

3 RDF貯蔵槽爆発事故

- ・平成15年8月19日、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。

4 RDF処理委託料の推移

- ・構想段階では、市町村には処理費用は無料と説明していましたが、事業環境の変化により売電収入だけでは全体の運営経費を賄うことができなくなり、処理委託料を徴収することとなりました。処理委託料は、当初3,610円/tでしたが最終的に14,145円/tとなりました。

5 事業期間の決定

- ・平成19年12月に県から平成29年度以降、事業を行わない提案を行ったところ、市町から不満が噴出し、協議の結果、令和2年度末まで事業を継続することが決定しました。
- ・桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が早まることから、平成30年7月のRDF協議会総会で、令和元年9月を軸に新たなごみ処理体制に移行すること等が決議されました。

6 RDF焼却・発電の終了

- ・平成30年7月のRDF協議会総会決議を受けて、令和元年9月17日をもって、RDF発電所での焼却・発電は終了することとなりました。
- ・令和4年3月にRDF協議会は解散され、令和5年3月には施設の撤去を完了し、一部を安全祈願用地として整備しました。跡地活用については、検討と調整を進めていきます。

第3章 RDF焼却・発電事業の検証

1 事業構築面からの検証

- ・県が事業主体となり当該事業を進めることで、一般廃棄物の処理責任を有する市町の業務に踏み込むことになり、一般廃棄物処理の役割について県と市町の間にあいまいな関係を生じさせてしまいました。また、事業収支の均衡が求められる企業庁と廃棄物行政を所管する県環境生活部の役割分担の不明瞭さから、もたれあいの意識も存在していたことが考えられ、両部局を統括し、事業全体をマネジメントする仕組みが必要であったと考えられます。
- ・当初無料としていた処理費用について、市町に負担を求めることとなったことは、電気事業法の改正やダイオキシン類特別対策が講じられるなどのRDF焼却・発電を取り巻く環境が大きく変化したとはいえ、県の将来見通しが甘かったといえます。
- ・市町との合意形成については、市町との情報共有や理解を得るプロセスを経ていなかったことが、その後の県のRDF政策への不信感につながりました。
- ・技術面においては、全国的にも初めての事業であることから、技術的な課題を解決しながら慎重に進めていくべきでしたが、事業を推進するための発電所の建設などが優先され、対応が十分ではありませんでした。
- ・当初企業庁が提案した「発電ありき」の事業スキームが、環境行政として位置づけられた後も変わらず継続されていき、一般廃棄物処理に県が踏み込むにあたっての市町との責任分担、企業庁と県環境生活部での役割分担、収支計画、合意形成プロセス、技術的な課題の解消などの大事な部分の詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていきました。本事業は、新しい処理方式を導入した全国的にも初めての事業であり、市町と一体となって進めていく事業でもあったことから、事業スキームの慎重な検討が必要であったにも関わらず、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは大きな反省点です。

2 事業経営面からの検証

- ・構想段階では、売電収入によりRDF焼却・発電事業の経費を賄えるとしていましたが、電気事業法の改正により売電価格が低下したこと、ダイオキシン類規制強化により灰処理費用が増加したこと、RDF発電所の建設地決定の遅れによる参加市町村の減少に伴いスケールメリットを生かせなかったこと等により、事業収支は開始当初から赤字となりました。また、RDF貯蔵槽爆発事故後は、RDFの品質管理体制の充実や現地職員の増員など、体制の拡充によってコストが増加することとなりました。
- ・平成24年11月からは再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の適用を受け、売電収入が増加しましたが、収支が均衡するまでには至らず、稼働が終了した令和元年度末時点でRDF焼却・発電事業の累積赤字は約31億円となりました。また、令和4年度末までの事業収支については、RDF焼却・発電施設撤去工事などを含め約62億円の累積赤字となりました。
- ・平成7年以降、電気事業制度について度々にわたり改革が行われ総括原価方式での売電が無くなる一方、廃棄物発電を含む再生可能エネルギーの導入促進も図られ、これらの影響から売電価格が大きく変動し、事業収支も大きな影響を受けることとなりました。
- ・市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には10年以上の検討期間を要する場合も多くあり、構想段階から計画・実施へ移行する際には、経営上のリスクに対して、どのように対応するのかを検討した上で、慎重な判断を行うべきでした。

3 環境政策面からの検証

- ・RDF化構想時のねらいであった未利用エネルギーの有効活用、ダイオキシン類の削減、環境負荷の低減、資源循環型社会の構築及び立地対策等について、一定の成果が認められました。
- ・一方、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式に比べて、約1.7倍となり、市町にとって長期にわたる重い財政負担となりました。

「RDF焼却・発電事業の総括」（最終案）の概要

第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応

1 爆発事故の発生とその後の経緯

・平成14年12月23日に、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、平成15年2月8日頃に鎮火されるという火災事故が発生し（以下、この火災事故を「第1次火災事故」という。）、次いで、同年7月20日以降にも、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、同年8月19日には、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。（以下、この火災・爆発事故を「第2次火災・爆発事故」という。）

・第2次火災・爆発事故発生後に直ちにRDF発電所の運転を停止し、「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」での事故の背景や原因の調査報告などをふまえ、維持管理体制の見直し、施設の総点検及び安全運転のための改修、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備などの安全対策を行いました。

・なお、平成18年6月に富士電機㈱に対し、損害賠償額の支払いを求める訴え（以下「RDF訴訟」という。）を提起し、平成27年4月に判決が確定しました。

2 事故の要因

・RDF訴訟の判決において、以下の項目がRDF貯蔵槽火災・爆発事故発生の大きな要因と判断されました。

- ①RDF貯蔵槽の設計不備
- ②RDFの性状不良
- ③RDFの大量保管
- ④第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組

3 検証

(1) RDF貯蔵槽の設計不備

・平成5年度から7年度にかけて実施したNEDO調査報告書の長期貯留試験の結果を真摯に検討すれば、大量のRDFを長期間貯蔵する際に、発酵発熱を呈する可能性がないと評価できるような試験結果であったとは認められないものでした。したがって、RDF貯蔵設備の実機の設計・施工にあたっては、これらのことを十分にふまえ、受注者である富士電機(株)が対応する必要があると、企業庁もこれを指示するべきでした。

・RDF焼却・発電事業に取り組むのは全国的にも初めてのことから、RDFの自然発火性を含め、性状の標準化が十分になされていない時点で事業化は、より慎重に安全性を見極めてから行うべきでした。

・プロポーザル方式による性能発注方式では、設計と施工が同一事業者により実施され、事前に価格が決定していることから、受注者は工事コストを極力削減するような設計を行う可能性も考えられます。これが過度になる場合は、品質の低下（契約の要求性能未達成）や安全性の低下等につながる設計が行われる恐れがあり、発注者はこれを防止する必要があると、企業庁が行った安全性の確認は不十分なものでした。また、受注者を選定するにあたっては、安全性が重視されておらず、発注者の行う技術審査の重要な目的として、安全性の確保に十分配慮した審査を行うべきでした。

(2) RDFの性状不良

・企業庁は、搬入されるRDFの性状について関係市町等と協議を進めてきましたが、発電所の稼働当初、関係市町等が製造するRDFは性状不良のものが多く含まれていました。RDFの受入基準や搬入されるRDFが基準を満たさない場合の処置等について、稼働開始時から関係市町等と緊密な連携を取ったうえで、定めておくべきでした。

(3) RDFの大量保管

・ダイオキシン類の排出に対する規制強化への対応から、平成14年12月1日に発電所を稼働してRDFを受け入れる必要がありましたが、造成工事の遅れなどにより十分な試験調整・試運転の期間が確保できなかっただけでなく、稼働開始直後はボイラ1台運転であり、施設トラブル等でRDFの処理が滞ることとなりました。

・RDFの大量保管は第2次火災・爆発事故発生時点でも解消されておらず、発注者として事業全体の進捗管理に問題がありました。また、RDF発電所のトラブルによる長期停止など、不測の事態に備え対応策を事前に検討すべきでした。

(4) 第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組

・第1次火災事故後には、RDFに発熱発火の危険性や貯蔵槽の監視設備や防災設備に不備があることは明らかとなっており、設備改修及びRDF搬入量調整等の再発防止策について、発注者として、また施設の設置者として果たすべき責務を、企業庁が十分に果たしていませんでした。

・RDFの大量保管を解消するとともに、第1次火災事故の原因究明に基づく施設改修を行い、安全・安定的な施設の稼働を実現することが最も重要であったにもかかわらず、日々、搬入されるRDFの処理に対応する中で、安全に対する優先順位が相対的に低下していったことは、重大な判断の誤りでした。

(5) 事故につながった背景

・火災発生の事実の発覚を避けるような対応など、企業庁が情報開示に積極的でなかったことについては、裁判所から厳しい判断が示されました。

・RDFの発熱・発火事故を防止するためには、事故状況を積極的に情報発信し、全国規模で関係機関、学識経験者などの協力を求めながら、原因究明をする必要がありましたが、情報発信は適切に行われておらず、このことがRDFの性状や適正な保管についての注意喚起を遅らせ、発熱・発火のメカニズムを解明し、事故防止に向けた契機とすることができませんでした。

4 貯蔵槽爆発事故後の対応

(1) 市町のごみ処理への対応

・関係市町から日々発生するごみ処理に対応するため、「市町村ごみ処理対策本部」を設置し、発生量、保管量などの情報把握、受け入れ体制の確保、調整を行いました。

・その中で、関係市町に近隣の市町でのごみ処理や稼働停止していた施設の再稼働を強いることとなりました。

(2) 体制整備

・人員の配置や品質管理など体制が不十分であったことを反省し、事故後は体制の拡充を行いました。

(3) 三重ごみ固形燃料発電所危機管理マニュアルの整備

・稼働時に制定した三重ごみ固形燃料発電所保安規程に加え、危機管理マニュアルを整備しました。

(4) RDFの性状改善

・「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」を制定し、同規程に基づきRDFの品質管理を行いました。

(5) 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の設置

・発電所の安全確保及び環境保全に資するため、平成16年3月31日に、学識経験者、地域住民、消防、市町村及び県で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を設置しました。

(6) 新RDF貯蔵施設の整備

・年間を通して安定的にRDFを処理するために、三重県が設置した「三重ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」の最終報告書、経済産業省原子力安全・保安院の「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ報告書」等における発熱・発火・爆発のメカニズムや事故原因の推定についての報告をふまえた新RDF貯蔵施設の整備を平成17年3月から進め、平成18年8月29日から運用を開始しました。

5 損害賠償請求訴訟等

・富士電機(株)に対して、損害賠償請求訴訟を提起し、平成27年4月に判決が確定しました。損害賠償請求の認容額は、三重県が約19億円、富士電機(株)が約8億円となりました。



三重ごみ固形燃料発電所



ごみ固形燃料（RDF）

「RDF焼却・発電事業の総括」（最終案）の概要

第5章 事業の総括

平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みであり、この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を、今後の施策推進に生かしていかなければなりません。

この爆発事故は、様々な場面において、安全性を重視する意識の欠如が原因で発生したものでした。

RDFの性状については、当初からRDFの受入基準等を定めておくべきであり、事業者の選定にあたっては、安全性の確保を重要な目的として、技術審査を行うべきでした。また、事業の進捗が遅れる中、平成14年12月1日のRDF発電所の稼働日にこだわり、十分な試験調整・試運転期間を確保せず、トラブルの頻発によりRDFの大量保管が発生してしまいました。

最も問題があったのは、第1次火災事故後の対応でした。第1次火災事故後の原因調査の実施、再発防止策の実行、設備改修及びRDF搬入量調整等は、安全性を確保するための重要事項であったにも関わらず、その優先順位を相対的に低下させてしまったことは、施設の設置者としての重大な判断の誤りでした。また、第1次火災事故の際に、発火が確認されたにも関わらず、「異常発熱が認められた」と公表するに止めていたことなど、企業庁が情報開示に積極的でなかったことで、RDFの性状や適正な保管についての注意喚起を遅らせ、発熱・発火のメカニズム解明の契機とすることができなかったことは大きな反省点です。

さらに、事業の運営に際し、県と受注者の役割分担が明確でなく、事故原因の究明や発熱時の的確な対応ができなかったことも大きな誤りでした。

一方、市町においては、爆発事故後も日々発生するごみ処理に対応する必要があり、近隣の市町や他県へのごみ処理の依頼、あるいは稼働停止していた施設を再稼働させることになるなど、多大な負担をかけてしまいました。

RDF焼却・発電事業は、全国的にも初めての試みであり、事業構想段階から技術的な検証を積み上げ、一つひとつ着実に課題を解決しながら進めていくべきでした。しかし、ダイオキシン類の規制強化が始まる平成14年12月の稼働開始にこだわり、安全の確認等がおろそかになっていました。

試験調整・試運転期間を十分に確保できないことにより施設トラブルが多発していたタイミングや、第1次火災事故後から第2次火災・爆発事故までの間など、立ち止まって運営体制や発電所の設備などについて改めて見直すべきでしたが、危機管理の大原則である、最悪の事態を想定したシナリオを検討せず、課題の解決を疎かにしたことが、その後の大事故につながってしまいました。

事業構築や事業運営をしていく中では、県が市町に事業への参画を呼び掛ける場面において、市町は県の説明内容を判断材料とし、環境政策上の観点や地域の実情をふまえ、参画の可否を総合的に判断する必要がありますが、本事業においては、県の提示した情報が一部正確性を欠くものでした。

特に、発電所建設地の決定の遅れにより、構想段階において想定していた規模の市町村の参画が見込めず、電気事業法の改正などにより収支見通しが厳しくなってもなお、県はこれまでの事業スキームを見直すことなく事業を進めていきました。その結果、無料としていた処理委託料が、運用開始時点から有料となり、さらには年々上昇していくこととなるなど、市町にとっては大きな財政負担となりました。県においても、本事業の収支は、最終的に約62億円の累積赤字となりました。

また、市町にとって不満が大きかったのは、稼働後すぐの事業終了の提案でした。市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には多大な労力が必要であり、10年以上の検討期間を要する場合も多く、また、施設稼働後は、通常20年から30年運用していますが、RDF発電所が稼働してわずか5年後の平成19年に、県から一方的に事業終了の提案したことは、関係市町に対する配慮が欠くものであり、県に対する不信感を増幅させることとなりました。

さらに、市町、企業庁、県環境生活部での役割分担、合意形成プロセスなどの重要な部分において詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていった結果、事業を続けていくことが困難となりました。県が、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは、大きな反省点です。

環境政策面を検証する中では、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式によるものと比べて約1.7倍となり、市町にとって長期にわたる重い財政負担となりました。



安全祈願用地（完成イメージ）

県は、今回の数々の反省と教訓を生かし、今後、県として施策を推進していく際には、まずは「安全」を全ての判断基準の根底に位置づけ、「安全」を最優先とする取組を進めていきます。

また、県にとって重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションのもとで信頼関係を構築し、施策を推進していかねなければなりません。

市町の新たなごみ処理体制の構築に際しては、各市町等による検討会への参画などを行い、持続可能な仕組みとなるように、市町に寄り添った技術的な支援を行ってまいります。

また、処理委託料についての説明や事業期間に関して市町への配慮が足りなかったなど、市町とのコミュニケーション不足であったことをふまえ、今後は市町をはじめとした多様な主体とのパートナーシップを強化し、循環型社会の実現に向け、これまでの3R (Reduce, Reuse, Recycle) に Renewable (再生可能資源への代替) を加えた廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでいきます。

これらの取組については、ごみゼロ社会の実現に向けた施策と併せて、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」として新たに策定したところであり、温室効果ガスの削減などを通じて、地域資源を最大限活用し自律分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めていきます。

おわりに

結びにあたり、改めて平成15年8月19日のRDF貯蔵槽爆発事故により亡くなられた消防職員お二人のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

また、RDF焼却・発電事業の構想段階から事業終了まで、関係市町をはじめ、多くの関係者のご協力をご頂いたことに感謝を申し上げます。

本事業は、資源循環型社会の構築や未利用エネルギーの有効活用に取り組んだ全国的にも初の試みのなか、技術的課題の認識が十分でないまま稼働時期にこだわり、安全の確認等がおろそかになっていました。また、稼働からわずか5年で事業の終了提案を行うことになるなど、市町のごみ処理行政に大きな混乱を招くこととなりました。

RDF貯蔵槽爆発事故については、第1次火災事故の際、情報開示に積極的でなかったことでRDFの発熱発火のメカニズムの解明の契機とすることができませんでした。また、第1次火災事故後の原因調査が十分ではなく、立ち止まって運営体制などを見直すことができませんでした。

これらの反省をふまえ、事故後は安全に対する意識を高め、安全体制を拡充するなど、「安全」を最優先に事業運営を行うとともに、様々な課題に対しRDF協議会などを通じて、市町の理解が得られるよう努めてきました。

今後も、県が施策を推進していく際は、「安全」を最優先とするとともに、重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションのもと、信頼関係を構築し、連携を強化していきます。

RDF焼却・発電事業で得られた反省と教訓は決して風化させず、将来にわたり継承し、今後の県政運営を進めてまいります。

6 産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行の終了について

1 概要

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により、生活環境保全上の支障等のある4事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案及び桑名市源十郎新田事案）について、地域住民の安全・安心を確保するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）による国の財政支援を得て、対策工事を実施しています。

これらの4事案については、学識経験者の意見も踏まえつつ、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、産廃特措法に基づく実施計画のとおり、令和4年度末までにすべての対策工事が完了し、行政代執行が終了する見込みとなりました。

2 各事案の取組状況

（単位：億円）

終了時期	事案名	実施計画額	実績額(見込み)
令和4年度末までに行政代執行が終了する事案	桑名市五反田事案	75.00	65.70
	四日市市大矢知・平津事案	34.00	32.30
	桑名市源十郎新田事案	90.85	85.90
令和元年度末に行政代執行が終了した事案	四日市市内山事案	20.86	18.44
4事案合計		220.71	202.34

3 今後の取組方向

これらの4事案については、対策終了後においても残置廃棄物由来の潜在的な汚染リスクが残るため、引き続き国の財政支援（補助金等）を得て、水質モニタリング等を行い、地域住民の安全・安心を確認していきます。

また、廃棄物等が埋設されている土地については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく区域指定が行われ、掘削等により生活環境保全上の支障が生じないよう土地の形質変更を制限するとともに、不法投棄防止等のため定期的なパトロールによる状況確認等を実施します。

なお、原因者への費用求償についても、引き続き粘り強く対応していきます。

別紙

1 桑名市五反田事案

(1) 事案の概要

(時期) 平成7年～8年頃

(場所) 桑名市大字五反田多々星地内の山林

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOC（揮発性有機化合物）による地下水汚染が判明、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

VOC及び1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容

1,4-ジオキサン等による地下水の汚染対策として、汚染拡散防止のための遮水壁の設置や水処理施設の増強、廃棄物の掘削除去、地下水の揚水浄化を実施してきました。令和4年度は、水処理施設の撤去、遮水壁外浄化、借地の復旧工等を実施しており、令和5年3月末に完了する見込みです。

(3) 実施計画における目標と達成状況

1) 実施計画における目標

「不法投棄地周辺地下水及び嘉例川が環境基準を達成し、その状態が保たれている」こと。

2) 達成状況

現状において、上記の目標を達成しており、令和5年1月に開催した学識経験者で構成する効果検証委員会において、行政代執行を終了できる見込みと判断されましたが、令和5年3月下旬の水質モニタリング結果に対する学識経験者の確認を経て、行政代執行を終了します。

2 四日市市大矢知・平津事案

(1) 事案の概要

(時期) 昭和 56 年～平成 6 年頃

(場所) 四日市市大矢知町・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック類、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

(生活環境保全上の支障等)

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容

廃棄物の飛散・流出の防止や雨水の浸透抑制のため、覆土工及び雨水排水工等の対策を実施してきました。令和 4 年度は、法面工や管理用道路の舗装工を実施し、令和 4 年 7 月に対策工事が完了しました。

(3) 実施計画における目標と達成状況

1) 実施計画における目標

ア 「処分場周辺への廃棄物の飛散・流出を防止する」こと。

イ 「将来にわたり、中溜池側（調整池②）及び西水路側（調整池③）調整池出口の放流水が環境基準以下を達成し、その状態が保たれる」こと。

2) 達成状況

対策工事完了により上記の目標を達成しており、令和 4 年 12 月に開催した地元、学識経験者、県及び四日市市で構成する四者協議において、行政代執行を終了できる見込みと判断されましたが、令和 5 年 3 月中旬の水質モニタリング結果に対する学識経験者等の確認を経て、行政代執行を終了します。

3 桑名市源十郎新田事案

(1) 事案の概要

(時期) 昭和 48 年～51 年頃 (P C B 等投棄時期：推定)

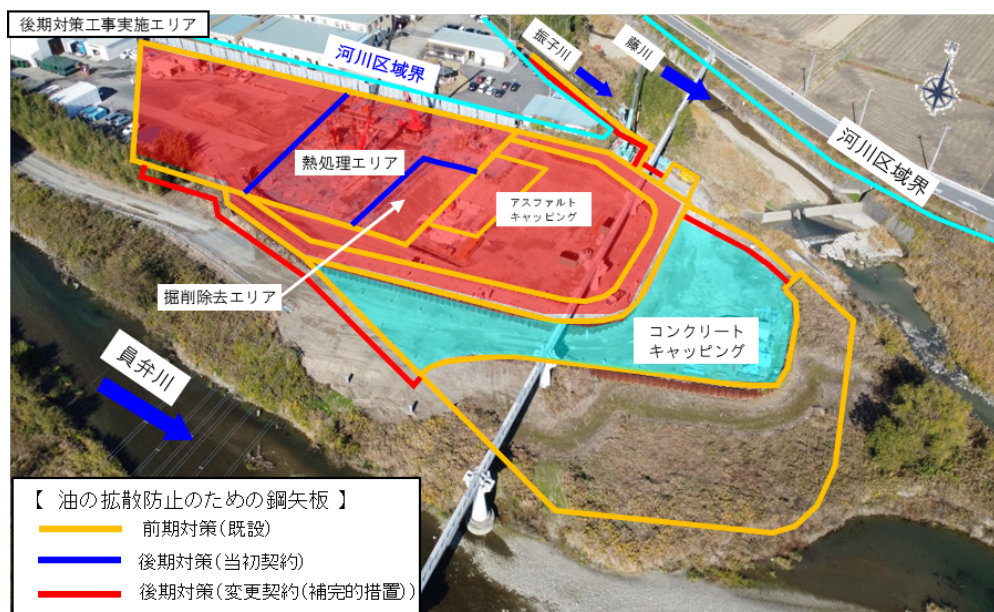
(場所) 桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

(内容) 平成 19 年 9 月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油に P C B 等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

P C B を含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容

P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) 等を含む油汚染について、拡散防止のための鋼矢板による囲い込み、廃棄物等の掘削除去、熱処理による V O C 汚染浄化、集油管による油回収等を実施してきました。令和 4 年度は、熱処理エリアにおける V O C 除去、鋼矢板の二重化等の補完的措置等を実施しており、令和 5 年 3 月末に完了する見込みです。

(3) 実施計画における目標と達成状況

1) 実施計画における目標

「河川水に P C B 等を含む油が滲出せず、周辺地下水にも P C B 等を含む油の拡散が認められない状態」にすること。

2) 達成状況

令和 5 年 2 月に開催した学識経験者で構成する技術検討専門委員会において、鋼矢板の二重化等の補完的措置等の完了により目標が達成されると判断されましたが、令和 5 年 3 月下旬のモニタリング結果等に対する学識経験者の確認を経て、行政代執行を終了します。

4 四日市市内山事案

(1) 事案の概要

(時期) 平成元年～11年頃

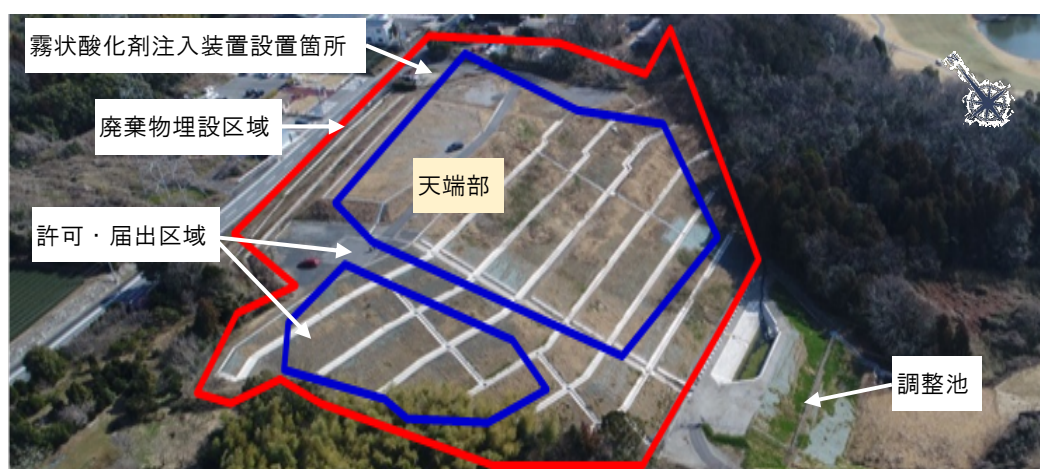
(場所) 四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行ったため、高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

高濃度の硫化水素やメタンガスの発生による、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれ、および法面崩落等による廃棄物の飛散・流出のおそれがありました。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容

霧状酸化剤注入法（廃棄物層内に霧状酸化剤（過酸化水素水）を注入して有機物を分解し、高濃度で発生している硫化水素ガス等の発生を抑制する工法）により、硫化水素ガス対策を行いました。

また、廃棄物の一部撤去、整形覆土工、雨水集排水工、メタンガス拡散施設の設置等を実施し、平成29年10月11日に支障除去対策工事が完了しました。

(3) 実施計画における目標と達成状況

1) 実施計画における目標

「将来にわたって悪臭防止法に基づく硫化水素ガスの敷地境界基準（0.02ppm）を満足し、高濃度のメタンガス滞留による火災のおそれがない状態が保たれること、並びに、法面崩落等による廃棄物の飛散・流出のおそれを防止する」こと。

2) 達成状況

対策工事完了で上記の目標を達成し、その後のモニタリング結果により安全性が確保されたと判断できたことから、令和元年度末に行政代執行を終了するとともに、廃棄物処理法に基づく区域指定を行い、土地の形質変更を制限しました。

7 各種審議会等の審議状況について

(令和4年11月21日～令和5年2月14日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和4年11月24日
3 委員	会長 岩崎 恭典 副会長 上田 和久 坂倉 健二 委員 植地 基方 他21名
4 諮問事項	(1) 「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設(ばい煙)の見直し(最終案)について (2) 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定(中間案)について
5 調査審議結果	(1) 「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設(ばい煙)の見直し(最終案)について審議され、了承された。 (2) 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定(中間案)について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画部会
2 開催年月日	第4回 令和5年2月9日
3 委員	部会長 朴 恵淑 他8名
4 諮問事項	「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について最終案の審議が行われた。
6 備考	今後の予定：令和5年3月に答申予定

3 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和4年12月8日(書面開催)
3 委員	部会長 大野 研 他4名
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請(熊野市内)について審議が行われ、許可が適当であると決議された。
6 備考	次回開催日：令和5年3月頃

4 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	<p>(1) 三重県環境影響評価委員会小委員会（（仮称）平木阿波ウインドファーム事業及び（仮称）平木阿波第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書）</p> <p>(2) 三重県環境影響評価委員会小委員会（（仮称）多度御衣野南部工業団地開発事業に係る簡易的環境影響評価書）</p> <p>(3) 三重県環境影響評価委員会小委員会（（仮称）青山高原風力発電所リプレイス事業に係る環境影響評価準備書）</p>
2 開催年月日	<p>(1) 令和4年12月16日</p> <p>(2) 令和5年1月27日（現地調査、小委員会）</p> <p>(3) 令和5年2月6日（現地調査、小委員会）</p>
3 委員	<p>(1) 小委員会委員長 塚田 森生 他11名</p> <p>(2) 小委員会委員長 塚田 森生 他7名</p> <p>(3) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名</p>
4 諮問事項	<p>(1) （仮称）平木阿波ウインドファーム事業及び（仮称）平木阿波第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書について</p> <p>(2) （仮称）多度御衣野南部工業団地開発事業に係る簡易的環境影響評価書について</p> <p>(3) （仮称）青山高原風力発電所リプレイス事業に係る環境影響評価準備書について</p>
5 調査審議結果	<p>(1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、審議が行われた。</p> <p>(2) 三重県環境影響評価条例に基づく簡易的環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、現地調査と審議が行われた。</p> <p>(3) 環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、現地調査と審議が行われた。</p>
6 備考	<p>(1) 令和5年2月7日に答申</p> <p>(2) 今後の予定：令和5年3月に答申予定</p> <p>(3) 今後の予定：令和5年3月に答申予定</p>

5 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和5年1月13日
3 委員	会 長 田中 亜紀子 会長代理 松井 睦夫 小林 慶太郎 他20名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の取組方向について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年4月頃

6 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和4年12月13日（第3部会） (2) 令和4年12月16日（第2部会） (3) 令和4年12月19日（第1部会） (4) 令和5年1月19日（部会長会議）
3 委員	(1) 第1部会 部会長 菅生 としこ 副部会長 藤岡 充昭 委 員 小椋 衿子 他5名 (2) 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委 員 大瀧 あずさ 他5名 (3) 第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 上山 千秋 委 員 小川 眞里子 他2名 (4) 部会長会議 会長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 部会長 菅生 としこ 他2名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況について、令和4年度中間評価案の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年2月20日（全体会）